

令和4年度運営指導における指摘事項について

1 実施事業所数

居宅介護支援事業所 7事業所

地域密着型サービス事業所 10事業所

2 指導事例及び留意点について

(1) 各サービスの介護計画等

- 認定更新時の日常生活自立度が更新されていない。
- 介護計画の中で認定期間等の日付に誤りがある。
- 計画の作成にあたって、利用者への同意日が確認できない。
- 看護職員の配置に考慮が必要な状態になっている。
- 宿泊サービスの利用定員の更新や一部修正すべき内容があるが市への届け出がない。

(2) 内容及び手続きの説明並びに同意

- 重要事項を記した文書の変更時に利用申込者の同意を確認できない。

(3) その他

- 運営推進会議の記録が確認できない。
- 食堂の調理場の包丁などが利用者の手が届く範囲に置かれている。
- 訓練の開催要領等は確認できたが、訓練実施記録ができない。
- 職員会議等で研修を兼ねている場合でも研修の目的、内容等を記録し、再度確認できるようにすること。

留意点【特に多い指導】

- 事前に電話で説明し同意を得ている場合は、電話で同意を得た旨及びその日付を当該計画書の余白に記載してください。
なお、やむを得ずサービス提供開始後に同意を得た場合も、その理由を当該計画書の余白に記載してください。
さらに、利用者以外の者が同意する場合は、利用者との続柄を記載を求めてください。
- 重要事項説明書等の同意は、利用料金、契約にも関係していますので、必ず同意を得てください。特に報酬改定にはご注意ください。